40　この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五　企業組合

六　協業組合

七　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

八　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第百三十条において同じ。）であって、常時使用する従業員の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人）以下のもの

41　この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一　吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が特定事業者又は常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人若しくは個人（以下この条及び第百四十条の三第四項第二号において「特定事業者等」という。）である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二　新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三　吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四　新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五　株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六　株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七　株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

八　事業又は資産の譲受け（特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。）

九　特定事業者等による他の特定事業者等の株式又は持分の取得（当該取得によって当該特定事業者等が当該他の特定事業者等の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

十　事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

42　この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第百四十条の三第四項第二号ロ及びハ並びに第百四十条の十一において同じ。）を行う場合における当該特定事業者等をいう。

43　この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等をいう。

第二十一条の十九第一項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第二十一条の二十第一項中「及び第三号ハ」を「、第三号ハ及び第四号ハ」に改め、同条第二項第一号ハ中「次号ハ及び第三号ハ並びに」を「以下この項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

四　事業費上昇事業適応（第二条第十二項第四号に該当する事業適応をいう。以下同じ。）にあっては、次に掲げる事項

イ　事業費上昇事業適応の促進の意義及び目標その他の事業費上昇事業適応に関する基本的事項

ロ　事業費上昇事業適応の実施に必要な生産性向上設備等の導入、施設の運営その他の事業費上昇事業適応の内容に関する事項

ハ　事業費上昇事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

ニ　その他事業費上昇事業適応に関する重要事項

第二十一条の二十一第一項中「この条及び」を「この条」に、「において」を「及び第二十一条の二十三の二第五項第一号において」に改める。

第二十一条の二十二第一項中「事業適応（」の下に「事業費上昇事業適応を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十一条の二十三の二を次のように改める。

（事業費上昇事業適応計画の認定）

第二十一条の二十三の二　事業者は、その実施しようとする事業費上昇事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「事業費上昇事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の事業者が事業費上昇事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業費上昇事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業費上昇事業適応の目標

二　事業費上昇事業適応の内容、実施時期及び実施場所

三　事業費上昇事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4　事業費上昇事業適応計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　事業費上昇事業適応の実施に当たって事業者が第二十一条の二十三の四の規定の適用を受ける場合には、生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この節、第三十四条、第百一条第一項第六号及び第百四十条の九において同じ。）に係る社債権者の保護に関する事項

二　事業費上昇事業適応の実施に当たって地域経済牽引事業用地整備（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条及び第二十一条の二十三の五において「地域経済牽引事業促進法」という。）第四条第二項第七号に規定する地域経済牽引事業用地整備をいう。）の実施により整備された土地において当該事業費上昇事業適応のための措置を行おうとする場合には、その旨及び当該措置を行うことによる経済的効果